

B-6

業 務 フ ロ ー 細 則

制定 平成 29 年 3 月 27 日

改正 平成 29 年 5 月 15 日

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という）における業務フロー及び各組織における役割分担を明らかにし、効率的な業務運営を行うことを目的とする。

(業務フロー)

第2条 業務フローは、別添による。

尚、業務内容は、以下の事項とするが、必要に応じて追加していく。

- (1) 養成講座から支援員活動に至るまで
- (2) 社協候補者打診から後見業務開始に至るまで

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この細則は、平成 29 年 5 月 15 日から実施する。

(管理責任者 事務局長)